

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第十九条まで（現行のとおり） （特別地域内における行為の許可申請書） 第二十条（現行のとおり） 2及び3（現行のとおり） 4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実にある行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、<u>第二項各号に掲げる図面</u>のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。 一から四まで（現行のとおり） 5から9まで（現行のとおり） 第二十一条から第二十四条まで（現行のとおり） （特別地域内における許可又は届出を要しない行為） 第二十五条（現行のとおり） 一から九十一まで（現行のとおり） 九十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同</u>	目次（略） 第一条から第十九条まで（略） （特別地域内における行為の許可申請書） 第二十条（略） 2及び3（略） 4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実にある行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、<u>前項各号に掲げる図面</u>のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。 一から四まで（略） 5から9まで（略） 第二十一条から第二十四条まで（略） （特別地域内における許可又は届出を要しない行為） 第二十五条（略） 一から九十一まで（略） 九十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二</u>

法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

九十三から百二まで （現行のとおり）

第二十六条から第五十八条まで （現行のとおり）

（削る）

（削る）

第五十九条及び第六十条 （現行のとおり）

（国等に対する特例）

第六十一条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他知事が相当の理由があると認めた場合は、第五十八条及び前条の規定によらないことができる。

第六十二条から第六十九条まで （現行のとおり）

別表第一から別表第四まで （現行のとおり）

（削る）

十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

九十三から百二まで （略）

第二十六条から第五十八条まで （略）

（使用料）

第五十八条の二 条例第五十三条の二第二項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第五のとおりとする。

2 前項の使用料は、条例第五十三条の承認の際に徴収するものとする。ただし、これによることが困難な場合は、知事が指定した日時に徴収するものとする。

（予納金）

第五十八条の三 条例第五十三条の二第三項の予納金は、使用の申請の際に徴収する。

第五十九条及び第六十条 （略）

（国等に対する特例）

第六十一条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他知事が相当の理由があると認めた場合は、第五十八条、第五十八条の三及び前条の規定によらないことができる。

第六十二条から第六十九条まで （略）

別表第一から別表第四まで （略）

別表第五（第五十八条の二関係）

一 有料施設の使用料

(一) テニスコート

名称	単位	使用料
東京都立大島公園テニスコート	一箇所一回(二時間以内)	四百円

(二) 宿泊施設

名称	種別	単位	使用料
東京都立大島公園 海のふるさと村	一般	一人一泊	四千五百円
キャンプ場	小学生及び中学生		三千六百円
	学齢に達しない者(一ベツド使用の場合)		千八百円
	デツキテン	一人一泊	千円
	トサイト		五百円
	フリーテン		八百円
バンガロー	小学生及び中学生		四百円
	トサイト		
	一室一泊		一万二千円

二 有料用具の使用料

種別	種類	単位	使用料
デツキテン	東京都立大島公園海のふるさと	一組一泊	四千円

別記第一号様式から別記第四十六号様式まで （現行のとおり） 別記第四十七号様式 （別紙のとおり） 別記第四十八号様式 （別紙のとおり） 別記第四十九号様式から別記第五十二号様式まで （現行のとおり）					
別記第一号様式から別記第四十六号様式まで （略） 別記第四十七号様式 （別紙のとおり） 別記第四十八号様式 （別紙のとおり） 別記第四十九号様式から別記第五十二号様式まで （略）	ト	村キャンプ場内において使用する場合			
	フリーテン	東京都立大島公園海のふろさと村キャンプ場内において使用する場合	一組一泊		二千円
	毛布	東京都立大島公園海のふろさと村キャンプ場内において使用する場合	一枚一泊		二百円